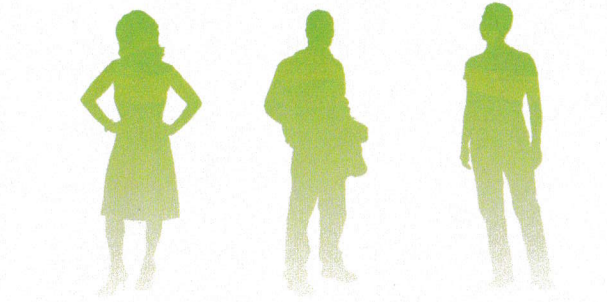


検察審査会 Q&A

～不起訴には11人の審査の目～



最高裁判所

事件審査の手順は？

1 審査の開始

被害者などからの申立てによる場合と、検察審査会が自ら知り得た資料(たとえば新聞記事など)をきっかけに職権で事件を開始する場合の二つがあります。

2 審査会議

審査は、通常、検察庁から取り寄せた事件の捜査記録などの書面を調べることにより行いますが、検察審査会が必要と認める場合は、検察官の意見聴取、申立人や証人の尋問、実地見分、公務所などへの照会、審査補助員(弁護士)の委嘱などを行うこともできます。

3 議決の種類

審査を終えると、通常、次の三つのうち、いずれかの議決をします。(1)については8人以上、②及び③については6人以上の多数が必要です。

(1) 起訴相当の議決

「検察官の不起訴処分は間違っている。起訴して裁判にかけろべきだ。」という判断をした場合の議決です。

(2) 不起訴不当の議決

「検察官の不起訴処分は納得できない。もっと詳しく捜査した上で起訴・不起訴の処分をすべきだ。」という判断をした場合の議決です。

(3) 不起訴相当の議決

「検察官の不起訴処分は相当である。」という判断をした場合の議決です。

4 結果の通知等

議決をしたときは、その結果を不起訴処分をした検察官が所属する地方検察庁の検事正や申立人などに通知します。また、検察審査会の掲示場にその要旨を7日間掲示します。

5 第二段階の審査

起訴相当の議決に対し、検察官が改めて不起訴処分をした場合や定められた期間内に処分をしない場合、検察審査会は再度の審査(第二段階の審査)をします。

その結果、起訴すべきであるとの議決(起訴議決)をすると、その議決は強制力を持ち、裁判所が指定した弁護士が検察官に代わって公訴を提起(起訴)することになります。

このように、起訴議決には法的拘束力がありますので、第二段階の審査を行う場合には、より慎重かつ適正な判断がなされるよう、必ず審査補助員を委嘱することとされています。また、起訴議決をするときは、あらかじめ検察官の意見を聴かなければなりません。

検察審査会の流れ

